

参考様式第 1 及び参考様式第 4 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★D-23-1-2	細要素事業名	玉浦西地区仮設通学路整備事業
<p>今次の震災による被害が甚大であった東部地区については、玉浦小学校及び玉浦中学校を学区としており、津波により家屋が流出した世帯等の学生は仮設住宅等が所在する市中央部等より通学している。</p> <p>市中央部等からの通学に使用する主たる道路が県道岩沼海浜緑地線であるが、当該道路については、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 震災前の交通量と比較して、国による防潮堤工事等の復旧・復興関連業務で工事車両が増加している中、本市施工の集団移転先造成工事（玉浦西地区）に必要な土砂運搬等に伴い、一日で最大100台程度の大型車両の通行が増大すること○ 集団移転先造成工事（玉浦西地区）に隣接した当該道路部分については、完成断面でないため、歩道については未整備であること <p>から、通学を主とした歩行者及び自転車利用者の通行に危険が生じており、その安全確保のため、仮設歩道（延長約680m）の設置を行うもの。</p>			

※ この様式は、原則として、参考様式第 1 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

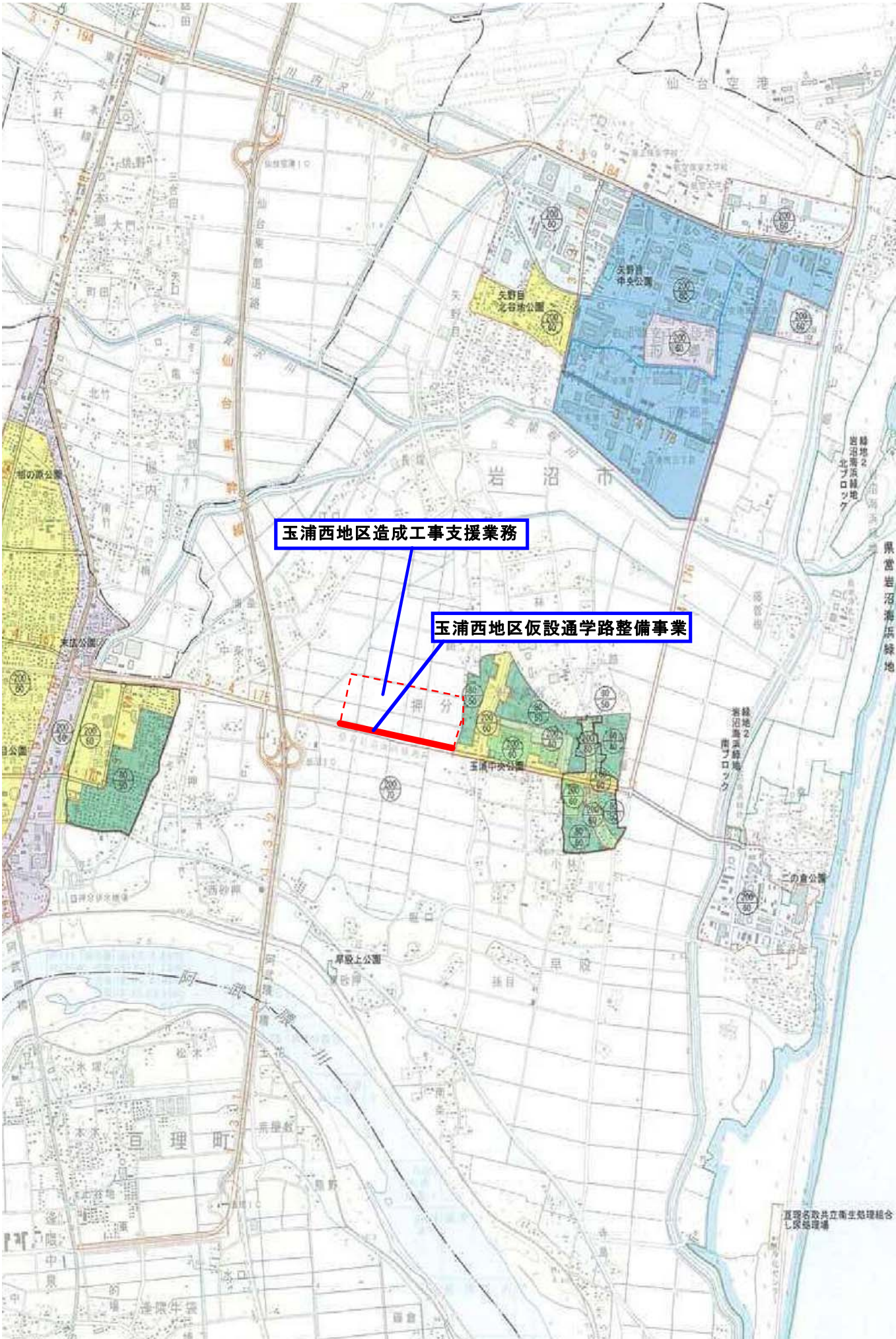
参考様式第1及び参考様式第4の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★D-23-1-3	細要素事業名	玉浦西地区造成工事支援業務
<p>東日本大震災からの復旧・復興に係る業務が増大したことに伴い工事現場を管理等する職員数が不足している中、工事を円滑かつ瑕疵等なく進めていくに当たり、施工業者や関係機関等との協議資料や設計に基づく進捗・出来高管理を支援する業務委託を行う必要がある。</p> <p>本市は、本年8月より集団移転先である玉浦西地区の造成工事に着手しており、当該工事については、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地盤改良の必要性や盛土材の確保の観点等を考慮して、造成工事を2工区に分けて発注しており、そのコーディネートを行う必要があること○ 膨大な業務量进行处理するに当たり職員が不足する中、工期に遅滞なく、施工業者や関係機関等との協議（資料作成を含む）や設計に基づく進捗・出来高管理を行う必要があること <p>から、市街地復興効果促進事業として、発注者支援業務を行うもの。</p>			

※ この様式は、原則として、参考様式第1の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。



玉浦西地区造成工事支援業務

玉浦西地区仮設通学路整備事業

青森県公立衛生処理組合
し尿処理場

参考様式第 1 及び参考様式第 4 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★D23-1-4 ★D23-1-5 ★D23-1-6	細要素事業名	被災者住宅再建相談事業
<p>【目的及び事業内容】</p> <p>震災により甚大な被害が生じた集団移転対象者を中心に、被災者の住宅再建等に資するため、集団移転先に隣接する区画整理地内に相談窓口を開設する。</p> <p>同事業は、委託業務により実施することを予定しているが、相談内容としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市集団移転促進事業に係る各種制度内容に関すること ○ 専門家による融資等の金融相談、相続・債務等の法律相談及び税務相談 ○ 住宅建築に関する専門的な相談 ○ 生活再建に向けた資金面のシミュレーション ○ 被災者生活再建支援制度等の各種被災者生活支援制度の案内・相談等に関するものを行う。 <p>【事業期間】</p> <p>本市の集団移転先の造成が平成 25 年度末に完成することに鑑み、平成 24 年度中に相談体制を整え、平成 25 年度から平成 26 年度までを事業期間とする。</p> <p>【その他】</p> <p>集団移転先の近接で住宅メーカー 14 社が連携した、被災者向けの安価な復興住宅展示場を設ける予定である。防災集団移転促進事業が借地等により被災者自身が住宅建築を行う必要があることから、復興住宅展示場を運営する住宅メーカーのセンターハウス内に相談窓口を併設し、効果的に被災者生活再建に資するものとする</p>			

※ この様式は、原則として、参考様式第 1 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。